

## 三重大学環境・情報科学館 1 階ホール使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学環境・情報科学館 1 階ホール（以下「ホール」という。）使用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ホールは、三重大学（以下「本学」という。）の環境教育及び環境研究等の進展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この内規において「部局等」とは、各学部、各研究科、教養教育院、地域人材教育開発機構、地域イノベーション推進機構、附属図書館、医学部附属病院、学内共同教育研究施設、保健管理センター及び事務局（監査チームを含む）をいう。

(使用範囲)

第4条 ホールの使用範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学が主催する行事に使用する場合
- (2) 部局等が主催する行事に使用する場合
- (3) 本学の教職員並びに学生等の団体が主催する講演会、研究会、発表会等を使用する場合
- (4) その他国際環境教育研究センター長（以下「センター長」という。）が適当と認める場合

(学外者の使用)

第5条 前条の規定にかかわらず、本学の使用に支障がない場合には、国、地方公共団体及び教育・学術団体その他センター長が適当と認める団体にホールを使用させることができる。

(使用できない日)

第6条 ホールを使用できない日は、本学の休業日とする。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第7条 ホールの使用時間は、原則として9時から17時までとする。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用手続)

第8条 ホールを使用しようとする者は、ホール使用許可申請書（別紙1。以下「申請書」という。）をセンター長に提出しなければならない。

2 申請書は、原則として使用しようとする日の2週間前までに提出しなければならない。

(使用の許可)

第9条 センター長は、前条第1項の申請があったときは、その使用目的等を審査し、適当と認めるものについて、使用を許可し、ホール使用許可書（別紙1。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用許可基準)

第10条 前条の規定により使用を許可する場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 内規に定める要件を満たしていること。
- (2) 使用目的が営利を目的としないものであること。
- (3) 特定の政治及び宗教等にかかわる集会でないこと。

(4) その他ホールの使用として適当と認められること。

(使用日時の変更等)

第11条 使用者が、使用の許可を受けた後において使用の日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかにセンター長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取消し、変更し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学において使用する特別な事情が生じたとき。
- (2) 使用者がこの内規及び使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 申請書の記載事項が事実と反するとき。

2 前項の規定により使用の許可を取消し、変更し、又は使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとする。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用が終了したときは、速やかに施設、設備及び備品等(以下「施設等」という。)を使用前の原状に回復のうえ返還するものとし、原状回復が困難であると認められた場合は、費用を弁償しなければならない。

(事務)

第14条 ホールの管理及び運営に関する事務は、施設部施設環境チームにおいて処理する(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、ホールの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。